

# 市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査

## 特別委員会要点記録

○開会日時 令和7年7月25日（金） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 9名

1番	佐藤周君	2番	村上祥平君
3番	竹本力哉君	4番	井戸清司君
5番	大川勝弘君	6番	杉本一彦君
7番	四宮和彦君	8番	犬飼このり君
9番	重岡秀子君		

○出席議員 9名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	虫明弘雄君	議員	河島紀美恵君
〃	長沢正君	〃	篠原峰子君
〃	杉本憲也君	〃	鈴木絢子君
〃	宮崎雅薰君		

○出席議会事務局職員 4名

局長	富岡勝	局長補佐	里見和彦
係長	野田昌伸	主査	山田拓己

○会議に付した事件

1 市長の学歴に係る事務に関する事項について

- (1) 記録提出請求の拒否に関する状況について
- (2) 証人尋問について

2 その他

- (1) 次回開催日について
- (2) 東洋大学から記録が提出された場合の取扱い及び委員会の開催方法について
- (3) その他

---

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

---

○委員長（井戸清司君）暫時休憩する。

午前 10 時 休憩

---

午前 10 時 再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○○○○氏ほか 1 名から本委員会を傍聴したいとの申入れがあった。

この際、お諮りする。傍聴を許可することに、異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午前 10 時 1 分休憩

---

午前 10 時 1 分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

傍聴人に申し上げる。地方自治法第 130 条第 1 項及び伊東市議会傍聴規則第 13 条の規定を準用し、傍聴人は、静粛を旨として、議事について拍手などにより可否を表明し、または、騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力をお願いする。

---

○委員長（井戸清司君）日程第 1 、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを議題とする。

まず、(1) 記録提出請求の拒否に関する状況についてである。本委員会が、田久保眞紀氏に対し提出を請求した記録についてだが、同氏は、刑事訴追につながる可能性のある事項については、自己に不利益な供述を強要されないと理由のもと、提出を拒否するとの回答をし、これを議長において受け取ったところである。この提示された理由そのものについて、委員長において市顧問弁護士に相談し法的見地からの解釈を仰いだところ、自己負罪拒否特権、つまり、刑事上の責任を問われる可能性のある事項について、供述を強要されることは憲法上保障されている権利であるため、最終的な司法の判断となった場合においても、この見解が維持される公算が大きいであろうとの旨、回答を得たところである。しかしながら、田久保眞紀氏が示している、公職選挙法違反における刑事告発の事実が、卒業証書とされる書類の提出を困難とするという論理についてはその関連性が直接的とは言い難く、当該書類を提出すると、なぜ、公職選挙法違反において刑事訴追を受ける可能性があるのか、ということが十分に説明されていないとの見解でもあった。つまり、大学を卒業していなかったことを選挙において公表した

という事実には変わりなく、また、指摘されている違反は虚偽事項を公表したという点にあるため、仮に卒業証書とされる書類が存在していても、しなくとも、公職選挙法の違反自体は成り立つものであり、当該書類が存在するからといって刑事責任の追及の有無、または、可能性が変わるものとは、現状、考え難い状況にある。本委員会による記録提出の請求は、正当な理由なく拒むことができないことから、単に刑事訴追のおそれがある、自己負罪拒否特権、いわゆる黙秘権行使するなどと述べるだけでは、自己の不利益とつながる理由の説明が不十分であるため、委員会として判断する材料も少なく、すなわち正当なものと捉えることはできないと解されている。これは、本委員会の調査権限を最大限保持するための理論であり、むやみに調査妨害をすることのないよう、提出の拒否に当たっては、その正当性を主張するための理由についても、述べる必要があるとされていることによる。よって、弁護士相談を踏まえ、本件について整理すると、田久保眞紀氏の回答書における拒否の理由については、示された理由そのものは憲法上保障された権利であるため、これ自体は正当なものと認めることができるものの、本委員会の記録提出請求に対する拒否の理由として考えた場合には、直接的に不利益が生じる理由が十分に説明されておらず、直ちに正当であるとは認め難い、との見解に至るものと考える。卒業証書とされる書類を提出することで、公職選挙法違反以外の刑事責任を問われる可能性があることであれば、これは、自己負罪拒否特権の行使に当たるものと捉えられるが、現時点では、公職選挙法違反による刑事告発のみを理由として記載されていることから、正当な事由があるのかどうかについては、調査を継続する中で慎重に判断する必要があるものと、委員長としては、このように考えている。了承のほど、お願いする。

次に、(2) 証人尋問についてである。

資料配付のため、暫時休憩する。

午前10時 6分休憩

---

午前10時 7分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

前回の本委員会において決定した、田久保眞紀氏の証人喚問について、7月22日に同氏に出頭要求書を手交し、証人尋問のため、本日午前10時に本委員会へ出頭をするよう要求していたが、皆様の手元に配付のとおり、田久保眞紀氏からは、出頭要求に対し、出頭できない理由を付した文書にて回答があり、これを昨日收受したところである。

提出された理由について、事務局をして朗読いたさせる。

[事務局長補佐 朗読]

○委員長（井戸清司君）出頭拒否の理由が正当と認められる場合とは、例示として、病気、変

更・代替のできない公務、交通事故、家族の慶弔など、極めて限定的な理由が該当するものと確認しているが、田久保眞紀氏が提示する理由については、いずれにも該当しないことから、その正当性について慎重に確認をし、告発の件についても検討を進めるべく、改めて協議の場を設ける必要があると考えている。

この際、お諮りする。本件については、本日の委員会においては、直ちに協議をすることなく、状況の整理や必要な情報を取得する中で、再度協議の場の調整をすることとし、取扱いしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを終了する。

---

○委員長（井戸清司君）日程第2、その他を議題とする。

まず、(1) 次回開催日についてである。

日程調整のため、暫時休憩する。

午前11時13分休憩

---

午前11時34分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次回開催日については、東洋大学に対する記録提出請求の状況をはじめとした諸般の事情を考慮し、委員長において、再度日程調整を図ることとしたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 東洋大学から記録が提出された場合の取扱い及び委員会の開催方法についてである。去る7月23日、東洋大学に対し記録の提出を求める旨の文書を発出したところだが、今後、同大学から請求記録の提出がされた場合を想定し、その取扱い及び本委員会の開催方法について、あらかじめ、確認、意見を頂きたいと思う。同大学から記録が提出された場合には、当該記録は、個人のプライバシー保護の観点から、非常に秘匿性が高いものであると認められるため、個人情報の保護と調査の進行のバランスについて、十分に留意しなければならない。委員会開催について具体的に申し上げると、当該記録を取り扱う際の委員会については、個人情報の保護への最大限の配慮として、秘密会により行う必要性があるものと考えている。たとえ同大学が記録提出に応じることとなったとしても、これが、すなわち当該記録を無条件に広く知らしめてよいことにはならず、依然として守られるべき個人の法益が存在することから、

本委員会の調査に必要と認める最小限の範囲での公開において取り扱うことが適当であると、そのように思料する。また、当該記録についても、秘密会とした委員会の中でのみ資料として取り扱い、一切外部に漏れることがないようにいたしたいと思う。秘密会の開催に当たっては、委員会開催日に協議いただき、議決をもって秘密会とする宣言をする。秘密会は、委員、委員外議員、議会事務局職員のみが出席可能と認められるので、報道各位を含む傍聴人については、退場をいただくこととなる。秘密会において知り得た情報については、閉会後においても、その秘密性が継続する限り、これを他に漏えいすることは、秘密の漏えいに該当するものとして、懲罰の対象となる。委員、議員の皆様においては、これまで以上に慎重な発言、対応が求められることになるので、あらかじめ注意を申し上げる。

委員長からの説明は以上になるが、東洋大学から記録が提出された場合の取扱い及び委員会の開催方法について、意見等あれば伺う。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）意見なしと認める。これをもって、意見を終結する。

東洋大学から記録が提出された場合の取扱い及び委員会の開催方法については、説明のとおり、承知おきくださるようお願いする。

次に、(3) その他について、委員から、何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○7番（四宮和彦君）まず、冒頭に今回の回答、前回の回答も含めて、顧問弁護士の見解で正当性がないという結論であるからいいと思うが、加えて言うと、私も色々調べたが、最高裁判例があつて、川崎民商税務検査拒否事件というのがある。昭和40年代の事件だが、最高裁まで争われていて、税務署が民商の税務調査、所得税法違反、税金なので警察は関係ないが、直接差押えとかもできるわけで、所得税法違反をどのように判断しているかというと、税務署の調査は行政調査だから、刑事责任追及を目的とする手続ではない、だから憲法35条の適用はない。憲法35条というのは令状主義、裁判所に令状を取って調査権を行使するという、警察や検察はそうなるわけだが、刑事责任追及を目的としない手続であるから、憲法違反にはならない。もう一点は、今回も問題になっている憲法38条の関係だが、これも所得税法に基づく質問や検査は憲法38条に違反しないと最高裁で判例が確定している。だから、自己に不利益な供述の強要には該当しない。読み替えると、所得税法のところを地方自治法に読み替えればいいだけの話なので、我々のやっていることも行政調査のわけだから、そこで行われる検査というのは、刑事责任追及を目的としない調査であるという話になる。つまり、35条、38条の適用はないから証言拒否できない。それはもう確定しているから、要は、刑事訴追のおそれがあるからというのは、法解釈としてはそういう主張もあり得るかなということだが、この判例を見る限り、裁判で争った場合には、最高裁の判例が出てしまっている以上、一発でアウトと

いうことになるので、その部分は、我々からも、これはあくまでも行政の検査なのだから、あなたに証言を拒否する権利、出頭を拒否する権利は全くないということを、次回出頭要請する際には言っておいた方がいいというのがまず一点。

もし、再度の出頭拒否があった場合には、もう刑事告発すべきである。余計な話かもしれないが、うちの会派には行政書士がいる。杉本憲也議員は、私は市議会議員なので告発状を作成するに当たっては無料でやると言ってくれているので、ぜひ活用いただきたい。うちの会派に任せてくれれば速やかに告発状を作つて、伊東警察署なり、静岡検察庁なり持っていくことは可能である。

あと、市長が東洋大学を卒業していないということについては、過去に直接本人の口から聞いたという人物を私は知っている。その人物が証人喚問に応じてもよいと言ってくれているので、速やかに証人喚問をしてはどうか。先ほどの休憩中にも言ったが、会議録に残さなくてはならないので、改めて同じことをしゃべらせてもらうが、田久保市長が東洋大学は卒業していないということを、その方は本人の口から聞いているので、要は矛盾するわけである。そのときに聞いているのに、本人が6月28日まで除籍を知らなかつたと言っている。しかもそれは本委員会における証言でも何でもなく、自分が勝手に開いた記者会見でそういうことを言つているわけだから、我々としてはまず、証言をしてくれた方の証言をきちと信用するべきであつて、それを採用していくべきである。そこで、事実関係を積み上げていくということになる。そのためには速やかに証人喚問を行つて、その人が知る内容についての証言を我々の方で取つておくことが必要になる。先ほどの開催日との関係もあるが、来週早々にでも開催して証人喚問を行うということをしたらどうかと私は思う。

○8番（犬飼このり君）自己に不利益なという部分で、本人が卒業したつもりでいた、証書は本物だと言つていたのに、告発されるとかなんとかで自己に不利益というのが全然理由が分からなくて、本人が正しいと思っていることなら告発のおそれはないわけである。告発されても自分は正しいと思う部分であるのに、それを理由に出頭しないというのは、権利を主張しすぎておかしなことになっているというところがある。同時に、今行政がかなりストップてしまつてゐる状況で、一方では市長側の人たちは周りが公務をさせないという主張をしているみたいであるが、辞めるという人に頼めないことはたくさんあるわけなのだから、発端は市長本人である。また、駿東伊豆消防の役職も就いていて、そこも判こも押せないような状況になつてなると、私たち市民の安全ということにもかなりつながつてくる。だから早めにどんどんやつてしまわないと、どうにもならない。のらりくらりという言葉も出たが、もうすぐ定例会も始まるが、招集者は市長になるわけなので、私たちはそれに応じるのかどうなのかという問題も出てくると思うので、大学の記録とは別件でどんどん進めて、私たちは今の行政に対する

問題というのを片づけていかなければいけないということで、スピード感を持ってやっていきたい。

○9番（重岡秀子君）本来は、本委員会を開催する前に大体の予算的なものも皆さんで承認して計画を立ててやるべきであると思う。議会承認もできないが、その辺のことはどう考えているか。

○委員長（井戸清司君）本委員会の予算に関しては、議会費の中で対応するということで、全会一致で皆さんの承認を得ている。

○9番（重岡秀子君）具体的なものはないが、議会費の中でやるということか。

○委員長（井戸清司君）それは、重岡委員も確認していると思う。

○9番（重岡秀子君）分かった。

○1番（佐藤周君）職員の悲痛の声についてだが、市長は記者会見するに当たっても、市役所内でやるわけでもなく、個人的なことだということで、観光会館の別館で、顧問弁護士ではなく、自分のプライベートな弁護士を立てて開催している。言ってみれば市役所とは全く別で勝手にやっておいて、それに対する苦情が全部この市の庁舎に来ている。これは物すごい矛盾している状況で、彼女特有の論点をすり替えるとか色々なことを、がちゃがちゃにしている。本来であれば、個人的なことで記者会見するのであれば、苦情に対する問合せの電話番号を彼女自身が設置するなり何なりとしないと、市の職員は疲弊する一方で、市長という肩書はあるにしても、あまりにも職員がかわいそうというか、職務の範囲を超えていたとしか言いようがない。そういう声を聞いたということでお伝えする。

○委員長（井戸清司君）ほかに、質疑、意見はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）それでは、ただいま出された意見について、まずは四宮委員からの最高裁の判例について、再度の出頭のお願い、その前に一般の方の証人喚問を実施するということの話があった。次回、委員長としては、今の皆さんの意見の中から判断すると、東洋大学の書類の提出を待たずに、来週のうちに、証人を交えて本委員会を開催するということで、皆さんに諮りたいと思う。これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

それでは、日程調整に関して、来週にまず1回開催した後、東洋大学の書類をもって再度開催という形の方向性でいきたいと思う。

これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、その他を終了する。

---

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

---

○閉会日時 令和7年7月25日（金）午前10時49分（会議時間27分）

---

以上の記録を認める。

令和7年7月25日

委員長 井 戸 清 司